

日野町議会第3回臨時会会議録

令和5年3月29日

開会 9時55分

閉会 10時53分

1. 出席議員（12名）

1番	野矢 貴之	8番	山田 人志
2番	山本 秀喜	9番	谷 成隆
3番	高橋 源三郎	10番	中西 佳子
4番	加藤 和幸	11番	齋藤 光弘
6番	後藤 勇樹	12番	西澤 正治
7番	奥平 英雄	14番	杉浦 和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

13番 池元 法子（欠席）

3. 会議録署名議員

7番	奥平 英雄	8番	山田 人志
----	-------	----	-------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（6名）

町 長	堀江 和博	教 育 長	安田 寛次
総務政策主監	澤村 栄治	厚生主監	池内 潔
産業建設主監	福本 修一	教育次長	宇田 達夫

5. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	吉澤 利夫	議会事務局書記	奥野 博志
--------	-------	---------	-------

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
" 2 会期決定について
" 3 議第34号 日野町議会議員政治倫理審査会の設置について
" 4 選第 2号 日野町議会議員政治倫理審査会の委員の選任について

会議の概要

－開会 9時55分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

これより、本日をもって招集されました令和5年日野町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。なお、13番、池元法子君におかれましては、欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、町長より招集の挨拶がございます。

町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。令和5年第3回臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

年度末を迎え、議員各位におかれましてはご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。議員発議による議案についてご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、奥平英雄君、8番、山田人志君を指名いたします。

日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第34号、日野町議会議員政治倫理審査会の設置についてを議題といたします。

本件は、去る3月23日、後藤勇樹君を請求代表者として、池元法子君および加藤和幸君を審査対象議員として、日野町議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定に

よる審査請求が、5名の議員の連署をもちまして議長宛てに請求があったことによるものであります。

この審査請求に係る日野町議会議員政治倫理審査会の設置について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 改めまして、おはようございます。第17期議員にとって最後の定例会が終わった後に、またこのように臨時会という形でお集まりいただきまして、執行側の皆さんはじめ議員各位も大変ご苦労さまでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

池元法子議員による農地無断転用およびこれに関連する加藤和幸議員の発言に関する日野町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求。

池元法子議員（日本共産党日野町議員団）は、同議員が所有する農地2筆につきまして、日野町農業委員会の許可を得ずに埋め立てた上、農業以外の用途に無断転用し、また、隣接している第三者所有の土地についても、所有者に無断で利用している事実が判明し、この事実に対する対応のいかんについてただす公開質問状が3月3日、町内に存する農業団体より日野町農業委員会に対して提出され、同様に、当町議会に対しても今後の推移に注視を求める要望が同日付にて提出をされました。同農業団体からは、これらの行為が明らかに農地法などに抵触する行為であり、重大な法律違反行為に該当するとの報告もございました。

また、加藤和幸議員（日本共産党日野町議員団）は、3月22日に開催された日野町議会令和5年第2回定例会の本会議において、前述の池元法子議員の行為に対し、同様の違法行為は毎年何件も報告されていることであるため、殊さら取り上げる必要はないとの趣旨の発言を行われました。

このような池元法子議員による法律違反行為、また、池元議員の行為に関する加藤議員の発言は、我々日野町議会に対しても、町民の信頼を著しく失墜させる背信行為であると言え、同時に、日野町議会議員政治倫理条例にも違反する行為であり、町民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって町政の発展と住民福祉の向上に努めるべく定められた日野町議会議員政治倫理条例の第1条および第2条に明確に違反いたします。

よって、私たちはこれらの件に関し、日野町議会議長に対し、日野町議会議員政治倫理条例第4条に基づく審査請求を行うものでございます。代表請求者、後藤勇樹。よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、本審査請求につきましては、政治倫理条例第5条第1項の規定により、議会運営委員会に付議いたしましたので、審査結果について、議会運営委員長より報

告を求めます。

議会運営委員長 8番、山田人志君。

8番（山田人志君） それでは、議会運営委員会の委員長として、委員会での結果の報告をさせていただきます。

去る令和5年3月23日付で、日野町議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定に基づき、後藤勇樹議員ほか4名、計5名の連署によって、池元法子議員および加藤和幸議員を審査対象とする請求が議長宛てに提出されました。そこで、同条例の第5条第1項の規定によって、議長から議会運営委員会に議会議員政治倫理審査会の設置の必要性等について付議されましたので、それを受けて、議会運営委員会では、令和5年3月24日9時からと、そして本日の3月29日8時半から会議を開催して、審査会の設置、それから委員候補の選任等について協議をしてみました。

その結果、今ほど後藤議員から提案説明のあった池元議員、加藤議員の請求、2つの事案に対して、池元法子議員を対象とした事案については審査会の設置の必要性があると議会運営委員会では認めましたので、その結果を議長に報告させていただきました。

以上で議会運営委員会の結果報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより提案理由および委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 日野町議会議員政治倫理審査会の設置について、私は反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、議運の委員長より、審査会の設置については、委員会条例に沿って、重みを持たせるために臨時会を開催するということでもあります。これについてですが、臨時会の開催については、倫理条例の中には臨時会を開催するという要綱は上がっていないということでもあります。そして、滋賀県議会の中で審査会が設置されたことについては、臨時会を開催しての設置ということはされていないということでもありますので、そこはこの開催については問題もあるのかなというふうに提言させて

いただいております。

そして、倫理条例の中で、第11条3項には、審査対象議員は、会議に出席し、口頭または書面により弁明することができるのと弁明の機会の付与が定められていますが、池元議員は病気療養中であり、弁明ができない可能性が高く、審査の公平性を確保できないものと考えます。

そして、議場における議員の発言については、これは不適切な発言等が認められた場合、これまででありますと議長もしくは議員が指摘し、訂正等を行っているという状況であります。こうしたこともなく、いきなり審査請求するということは、政治倫理条例の目的とするところではないと考えます。こうしたことによって、政治倫理条例の前例とならないよう、議員の発言の妨げとならないようにしなくてはなりません。

そして、審査会委員の選出の妥当性についてであります。審査会委員は公平な立場で審査をする必要があります。したがって、24日の議運で、審査会委員に議運の委員が就任するとしましたが、請求者は当事者であり、審査委員に就任することはできない。なお、加藤議員の件についても審査に加えないということになりましたので、審査に入れるということではありますが、請求対象者についてはそういった審査会には入らないというのが通常であります。請求者、被請求者の当事者を除く議員および学識経験者で設置すべきであり、そうでないと公平公正な審査を担保することはできないということになります。このことから、公平な審査委員の選出が不可欠であり、請求者など当事者が審査委員になることなど、あり得ないことであります。こうした人で審査会を設置することこそ、議会の品位に関わることはないかと考えます。こうしたことから、日野町議会議員政治倫理審査会設置について、反対であります。

以上、反対討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、私は審査会の設置に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、齋藤議員さんによる反対討論を承ったわけでございますけれども、私の理解力が鈍いのかもしれませんが、おっしゃっている内容がいまひとつよく理解ができませんでした。そもそも、この本会議において設置するかしないかまだ決まっておられませんし、設置するにしても、どういったメンバー構成になるかということについて、この本会議で何もまだ決めることにも着手していないわけですね。議運の中でこういう話がありましたといいますが、議運の委員長さんのさっきの発言の中にそれは含まれておりませんので、報告の中になくはここで議論のしよ

うがそもそもないというふうに私は思っております。

そして、もしこの審査会が設置されたとして、委員が何名か選任されたといたしましても、まだ設置するかしないかも決まっていなくて、委員も決まっていない状況で、なぜ公平性が担保できないと言い切られるのか、それもまた疑問であります。疑問だらけでして、おっしゃっている内容がさっぱり分かりません。

ただ、今おっしゃっていらっしゃった議員政治倫理審査会、これが運用され始めて、一番多く運用されている事例は、選挙に関してです。選挙に関して、倫理的におかしなことがあった場合にここで取り上げられているわけですね。そういうことからしますと、別に発言がどうこうというものもないわけじゃないですけども、これが中心的に今まで運用されてきたわけではありません。ただ、何について運用してよくて、何について運用してはいけないのか、そんなことはどこにも規定がございませんので、議員としてやはり倫理に欠ける行動があったのであれば、この倫理条例に基づいた審査会を発足させて、その中でしっかりと明らかにしていくということが大切じゃないかなと思います。

明らかにしようというのが我々の請求目的でありまして、罰しようとかそんなことはどこにも書いていないわけですね。明らかにすることに対して反対されるのには、それなりの意味があるのかな、何の意味があるのかなと私はこの間から思っているわけですけども、さっぱり思い当たらないです。明らかにすることは何よりも我々議員にとって必要なことでありますし、特にこれから先、町民さん、あるいは市民の方からいろんな負託を受ける中で、真実を明らかにできないような者が議員をやっていたって、これはやっぱり町民さんを裏切る行為にしかならないと私は思っております。そういう意味からも、この審査会を発足させて、きっちりと真実を明らかにするということが大事です。

そもそも、この情報に対してしっかりと対応してくれというのは、町民さん側から農業委員会、あるいは議会に対して寄せられた声であります。民声の会という民の声の会という会を結成していらっしゃる方から町民さんの声を無視するような発言が出るとは思っていませんでしたので、驚いております。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 先ほど提案をされました後藤議員からの審査請求の申出、それから議運の委員長から提案のありましたそれを受けての今日の提案ということについて、反対の立場で討論をさせていただきます。

私は審査をすることが必要でないとか、あるいは真実を明らかにすることが要らないとか、そのようなことは全然申し上げておりません。真実を明らかにすること

の必要性そのものを重視しているからこそ、このような形での提案で果たして本当に真実が明らかになるのか、その審査会そのものが本当に有効な審査会たり得るのかということに非常に疑念を抱くからこそ、このようなことを申し上げているわけです。

先ほど、初めの後藤議員からの提案の中には、私の発言に対する部分もありました。しかし、この部分に関しては、議運の委員長からの発言の中で、この部分については別に考えるということです。そういう意味で、ある意味では1つはすっきりしたかというふうに思います。後藤議員が出されたこの審査請求については、全く異質なものを一緒にして、混ぜて請求をしているという部分がありました。池元議員に関する部分においても、ここに書かれている事柄については、はっきり言うて別の項目が2点あるはずなんです。1つは農地の無断転用に関わる事柄、そしてもう1つは第三者所有の土地の無断利用という事柄、そのそれぞれがあったかどうかを求めたい。このことについては全く別件だというふうに思うんですね。その別件について、混ぜてやる。さらに、当初の請求では、そこへ私の発言まで一緒に問題にしようと。

全くこれはおかしなことであって、しかも構成メンバーも第三者の委員であるとか、あるいは学識経験者を入れることもできると書いてあるのに、それは入れないという形で言っている。もし、これ、入れるとしたら、農地法関係の学識経験者と私の発言の学識経験者は全然別個の人であるべきですよ。そういうことを全然考えないでの提案である。そういう意味では非常に雑駁な提案であるという、そういうことを申し上げたいと思います。そういうような形での審査会の請求については反対の立場で申し上げます。

特に気になりますのは、やっぱり審査会の委員構成であります。これ、町の条例がありますので、町の条例にのっとっていろいろ考えを申し上げたいというふうに思います。町の条例は、審査会の設置について、委員8人以内で組織するというふうに書かれています。審査会の委員は、議員および学識経験を有する者のうちから議長が委嘱をすると書いてあります。学識経験者はあってもなくても、なければならぬとは確かに書いてありません。しかし、きちんと公平を担保するためには当然あったほうがいいだろうというふうに考えます。

その次に、第7条についてどう書かれてあるかということ、第7条は、委員は、公平かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない。当然のことだろうというふうに考えます。じゃ、その委員はどういうふうになっているかということによって、審査する内容は誰がいたって、公平かつ不偏にというふうにあります。そんなことが担保できるのでしょうか。例えば、適切かどうかはよく分かりませんが、2人の子どもがけんかをした。A君がB君を殴った。それは明らかに、みんな

の見ている前で殴ったんですから、A君が殴ったという行為は悪い行為ですよ。けど、じゃ、そのA君が悪いということをそれだけで言えるかということ、A君は今までからB君に随分といじめられていた。その事実は、その中だけでは明らかにはないわけなんですね。けど、そういう事実があって、A君はB君にもう辛抱し切れなくなって、そして殴ったんだと。そういうふうなことがあったときに、そのことをきちんと発言したり、それからそういうことを担保できる場所でないと、やっぱり公平性は保たれないというふうに思うんですね。

だから、そういう意味で、特に請求人がその委員の中に入っているというふうな、そんな審査会は、これは全くおかしいと思うんですね。そのことは町の条例でも、第11条にこう書いてあるわけですよ。審査会は、審査のために必要があるときは、審査請求者または審査対象議員等に対し、会議への出席を求め、意見もしくは事情を聴取し云々とあります。これ、どう読みますか。審査のために必要があるときは、審査請求者または審査対象議員等に対し、会議への出席を求め、意見もしくは事情を聴取する。審査請求者を会議に呼んで、そして意見もしくは事情を聴取する。ということは、その前提として、請求者は普通は出席をしていないんだと、その場に。この文章を読めば、そうですね。だから、言外にそういうふうに取り取るべきでしょうね。

そのようなことをはっきり明文化している、そういう政治倫理条例があるんです。大阪府門真市の議員政治倫理条例第5条。日野町の第6条に相当します。これは大阪の門真の例ですよ。定数は6人以内とし、審査対象議員および審査請求をした議員を除く議員の中から選ぶと書いてある。はっきりこう書いてあるわけですよ。だから、審査対象議員と審査請求をした議員は審査会に入っちゃいけないんだと。こういうふうなことを考えれば、つまりうちの例で言うたら第6条、それから7条、11条およびほかの市町、今申し上げた大阪の門真の例ですけれどね。こういうものから勘案すれば、請求者が多数を占めるような審査会は、公平な審査が行われるとは考えられない。だから、そんな審査会を設置するというには納得がいかない。

以上で反対討論といたします。

議長（杉浦和人君） 暫時休憩いたします。

—休憩 10時25分—

—再開 10時41分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

ほかに討論ございませんか。

—な し—

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議第34号、日野町議会議員政治倫理審査会の設置について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第34号、日野町議会議員政治倫理審査会の設置については、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました日野町議会議員政治倫理審査会の委員の選任についてを日程に追加し、日程第4として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、日程第4 選第2号、日野町議会議員政治倫理審査会の委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 10時42分－

－追加日程配布－

－再開 10時43分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

日程第4 選第2号、日野町議会議員政治倫理審査会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました政治倫理審査会の委員の選任について、配付いたしました名簿表のとおり選任いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元に配付いたしました名簿表のとおり選任することと決しました。

ここで暫時休憩いたします。なお、休憩中に審査会を開催していただき、政治倫理条例第8条第1項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。

－休憩 10時44分－

－再開 10時52分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に審査会が開かれ、委員長に山田人志君、副委員長に齋藤光弘君を決定した旨の報告がありました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和5年日野町議会第3回臨時会を閉会い

たします。

一同起立、礼。

一起立・礼

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

—閉会 10時53分—

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 奥平 英雄

署名議員 山田 人志